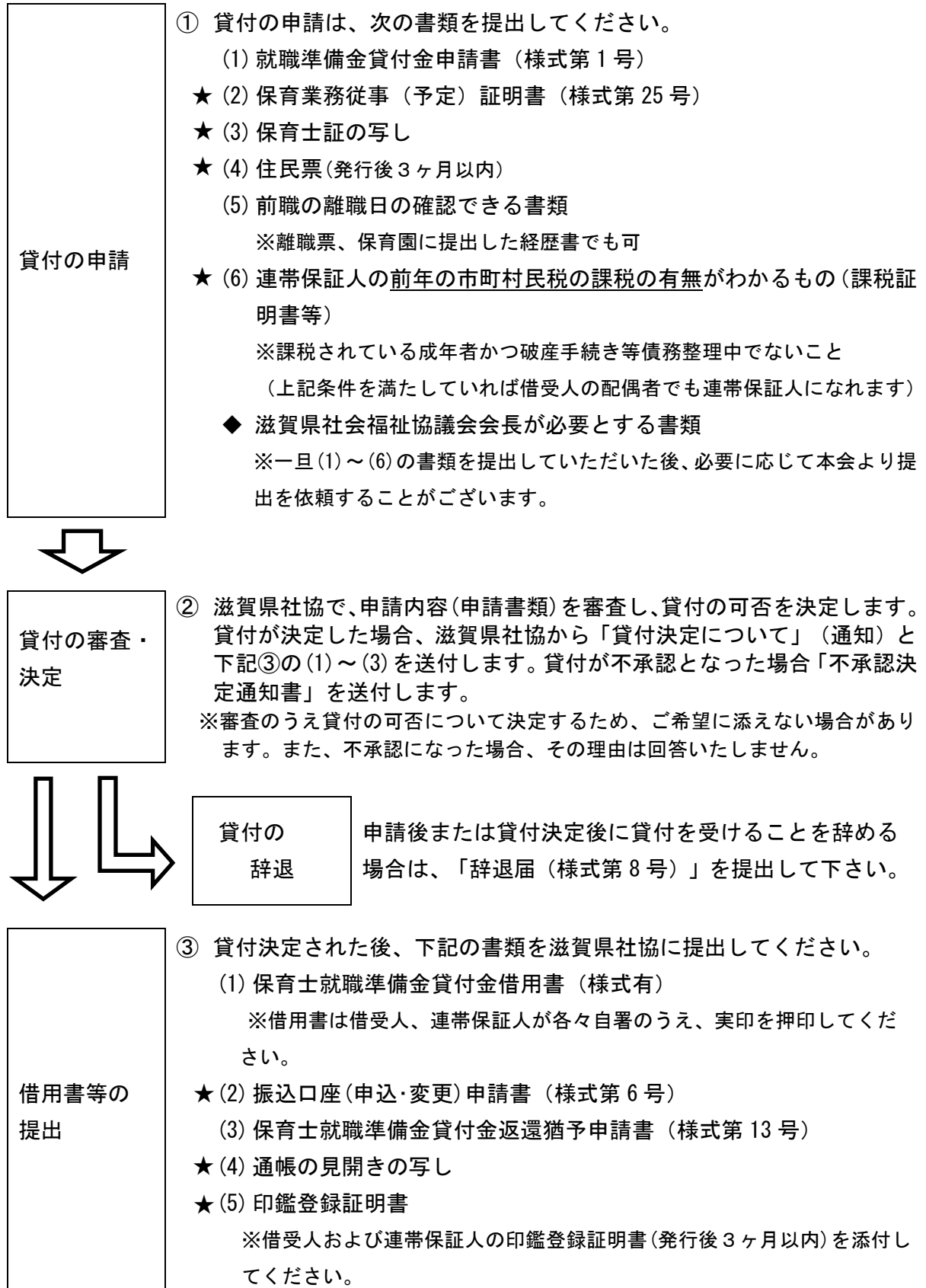


就職準備金貸付について ～申請からの流れ～

※保育料の一部貸付と併用で申請をされる方へ

保育料の一部貸付で重複提出する下記書類には★マークがついています。★マークの書類は、一部のみの提出で結構です。ただし、住民票は保育料の一部貸付は世帯全員分が必要です。世帯全員分の住民票の方を提出してください。





貸付金の交付
返還の猶予

- ④ 借用書等を滋賀県社協が受理次第、翌月下旬（予定）に決定した金額を一括で送金します。

※書類に不備があると送金が遅れる場合があります。

- ⑤ 「貸付金交付のお知らせ」を送金前に送付いたします。同時に、貸付決定後に提出していただいた「保育士就職準備金貸付返還猶予申請書（様式第 13 号）」をもとに、「返還猶予決定通知書」を送付します。



返還免除の
申請

- ⑥ 1 年以上、本制度が定める保育所等において保育業務に従事したとき、次の書類を提出し返還免除の申請をしてください。

(1) 2 年以上従事した場合（全額免除）

⇒返還免除申請書（様式第 16 号）

(2) 1 年以上 2 年未満従事した場合（一部免除）

⇒一部返還免除申請書（様式第 17 号）

★ (3) 保育業務従事期間証明書（様式第 27 号）

※従事されている施設・法人の証明を受けてください。

※保育料の一部貸付金を同時に貸与中の方は、(3)のみ一部の提出で結構です。

ただし、保育料の一部貸付の貸付番号も記入してください。



返還免除の
決定

- ⑦ 返還免除が決定した場合、滋賀県社協から「返還免除決定通知書」を送付します。